

公募設置等指針及び市有地活用事業募集要項に関する質問回答一覧（参加資格関係）

① 番号	② 質問タイトル	③ 資料名	④ ページ数	⑤ 行数	⑥ 項目	⑦ 質問	回答
1	売却エリアの資格要件について	公募設置等指針及び市有地活用事業募集要項	21	1	第3_1_(1)	建物等の建設工事を行うものの要件として、売却エリアにおける建設工事に関しても適応されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	事業応募者の資格	公募設置等指針及び市有地活用事業募集要項	21	15	第3_1_(1)_③	複数の者で一つの業務を担当する場合、当該業務において代表を務める者が各業務における資格要件を満たしていれば良いか。	ご理解のとおりです。
3	資格要件について	公募設置等指針及び市有地活用事業募集要項	21	15	第3_1_(1)_③	資格要件はグループの構成企業で満たす必要がありますでしょうか？担当業務を行う協力が会社が資格要件を満たしていれば問題ございませんでしょうか？	No.2の回答をご参照下さい。
4	事業者の資格要件について	公募設置等指針及び市有地活用事業募集要項	21	15	第3_1_(3)	募集要項に記載の資格要件は、民間活用地上における新築工事の施工者にも適用されますか。	No.1の回答をご参照下さい。
5	建築物の設計・工事監理業務を行う者の資格	公募設置等指針及び市有地活用事業募集要項	21	16	第3_1_(1)_③	「建築物の設計・工事監理業務を行う者に関し」とありますが、この建築物は公園内の公募対象公園施設、利便増進施設、屋根付き広場などの建築物に関する資格と考え、民間活用エリア（売却可能エリアを含む）に建設する施設は対象外と考えてよろしいでしょうか。	No.1の回答をご参照下さい。
6	建築物の建設工事を行う者の資格	公募設置等指針及び市有地活用事業募集要項	21	28	第3_1_(1)_③	「建築物の建設工事を行う者に関し」とありますが、この建築物は公園内の公募対象公園施設、利便増進施設、屋根付き広場などの建築物に関する資格と考え、民間活用エリア（売却可能エリアを含む）に建設する施設は対象外と考えてよろしいでしょうか。工事費高騰の影響もあり、提案時点で民間活用エリアに計画する施設の施工者を決定することは困難と考えています。	No.1の回答をご参照下さい。
7	不動産の開発業務を行う者について	公募設置等指針及び市有地活用事業募集要項	22	4	第3_1_(1)_③	宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条の規定に基づく宅地建物取引業者により組成され、資産の流動化に関する法律に基づき業務開始手続きを行った特定目的会社は本項資格要件を満たすと考えてよいか。	ご理解のとおりです。
8	競争的対話	公募設置等指針及び市有地活用事業募集要項	26	19	第3_2_(2)_⑤	競争的対話の実施において、事業者同士は会社名を開示するのでしょうか。	競争的対話への参加企業名は開示しません。
9	駐車場	施設整備に関する要求水準書	24	10	第3_1_(3)_④	「大規模小売店舗立地法」に準拠する内容をクリアすれば良いとの見解で宜しいでしょうか。	ご提案の施設規模が同法に抵触する場合は準拠する必要があります。加えて、本事業及び周辺地域の特性等を十分に踏まえたご提案を期待します。
10	公園の整備業務に関する参加資格	別紙13（その1）様式集1			様式10	1つの実績で工事契約が複数（単年度契約等）有る場合、実績記入欄に複数行で記入してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

11	公園の整備業務に関する参加資格	別紙 1 3 (その 1) 様式集 1			様式 10	1 企業につき複数の実績を提出することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
12	建物等の建設業務に関する参加資格	別紙 1 3 (その 1) 様式集 1			様式 11	建物等の建設実績は公募対象公園施設及び特定公園施設に関するカフェ・飲食施設等を対象としているのでしょうか。 もしくは、民間活用エリア及び売却可能エリアの建物等を対象としているのでしょうか。 また、各建物の実績を証明する場合、その建物の用途ごとに様式 11 を複製して作成するのでしょうか。	公園エリア、民間活用エリア、売却可能エリアのそれぞれで提案内容と同用途・同等以上の規模及び高さの建物の施工実績があることを求めます。 各建物の実績を証明する場合、その建物の用途ごとに様式 11 を複製して作成して下さい。